

特殊詐欺等防止対策機器購入にかかる補助金交付・募集要領

1 趣旨

特殊詐欺等の被害を未然に防止し、もって市民の財産を守るため特殊詐欺等防止対策機器を購入する者に対し、予算の範囲内において購入に要する費用の一部について天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金を交付するもの

2 交付対象者

次のいずれにも該当する者とする。ただし、当該対象者と同一の世帯に過去に天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいる場合は、補助金の交付の対象としない

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること
- (2) 交付申請を行う日において、世帯員に満 65 歳以上の者がいること
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 暴力団等（天理市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月天理市条例第 22 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当しないこと

3 補助対象経費

特殊詐欺等防止対策機器に係る購入費及びその設置に係る費用（付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。）

4 補助金額

補助対象経費の 2 分の 1（100 円未満の端数は切り捨て）で、限度額 1 万円

5 申請方法

天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱第 6 条に規定する「天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付申請書（様式第 1 号）」に必要書類を添付して天理市役所の窓口申請する。

※ 申請時に運転免許証、パスポート等、申請者の本人確認ができる書類を提示すること

6 申請の期間

令和7年6月10日（火）から。

予算額（40万円）に達するまでの間、先着順で受付を行い、予算額に達し次第受付を終了します。

※ 申請書等の提出は、上記期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除いた日に限る

7 申請書等の提出先

天理市川原城町605番地

天理市役所くらし文化部防災安全課地域安全係

電話 0743-63-1001（内線270、272）

8 申請受理時間

午前8時30分から午後5時15分までの間